## 個人情報の共同利用について

個人情報保護法第23条第5項第3号において、「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない、とされています。

当健保組合は、次の3事業の推進を目的として、共同利用を行っていますので、お知らせいたします。

## (1)健康保険組合連合会と共同で実施する高額医療交付金事業について

健康保険組合連合会(以下、「健保連」といいます)では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健康保険組合で高額医療が発生した場合に、健康保険組合に対して、その費用の一部を交付する事業を行っています。

当健保組合もこの事業に参加し、交付を受けるため、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下、「レセプト」といいます) データを、健保連と共同で利用しています。

①共同して利用する個人データ の項目	電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細データ」の記録項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。
②共同利用する者の範囲	・三井化学健康保険組合 給付担当 ・健保連 高額医療グループ職員
③利用する者の利用目的	・当健康保険組合は、①の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用する。 ・健保連では、申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。
④個人データ管理責任者の名 称	・三井化学健康保険組合 常務理事・健保連高額医療グループ グループマネジャー

## (2)健保連の医療費分析事業への参画

健保連では、全健保組合の協力のもと、レセプトデータ、特定健診・特定保健指導の結果データを健保連に集約し、医療保険分野における制度政策提言等のためのエビデンスとして活用すると共に、参画健保組合に分析結果をフィードバックし、保険者機能を強化する事業を実施しています。

当健保組合も本事業に参画し、原則として、氏名、記号・番号などの個人が特定される情報を削除した形で、健保連にデータの提供を実施しています。

①共同して利用する個人データの項目	レセプトデータ及び特定健診・特定保健指導データから、氏名、記号・番号を除いたもの
②共同利用する者の範囲	・三井化学健康保険組合 給付担当・健保連 データ分析推進グループ職員
③利用する者の利用目的	健保連のデータ分析事業に協力すると共に、当健保組合の医療費等の分析に活用し、有効な保健事業等の参考とする。
④個人データ管理責任者の名 称	・三井化学健康保険組合 常務理事 ・健保連データ分析推進グループ グループマネジャー

## (3)加入事業主と共同で実施する健康増進事業

当健康保険組合の被保険者(従業員)の健康を増進するため、加入事業主と協定を結び、健診結果データなどを共同利用します。 平成29年6月現在、三井化学㈱と覚書を締結しており、三井化学㈱の乙の被保険者、及び三井化学産資㈱、㈱エムシー・ビジネスサポート、サンアロイ㈱、㈱三井化学分析センター、三井化学ファイン㈱、北海道三井化学㈱、下関三井化学㈱、㈱エムシー・オペレーションサポート、三井化学アグロ㈱、三西開発㈱)に勤務し、三井化学㈱が健診を受託した乙の被保険者を対象とします。

①共同して利用する個人データの項目	診察・測定項目: 問診・理学所見、身長/体重、BMI、腹囲、血圧、視力、胸部X線検査、聴力 尿検査 : 尿糖、尿蛋白、尿潜血 血液一般 : 赤血球、血色素、ヘマトクリット、血小板、白血球 脂質 :総コレステロール、中性脂肪、HDL、LDL 肝機能 : GOT、GPT、アーGTP 腎機能 : 尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン 血糖 : 血糖、HbA1c その他 : 心電図、便潜血、ヘリコバクター・ピロリ抗体、ペプシノーゲン、ABC判定結果、歯科検診結果、胃がん検 診結果、腹部超音波検査結果、PSA、乳がん検診結果、子宮頸がん検診結果、社員番号、所属
②共同利用する者の範囲	三井化学㈱: 産業医、保健師、看護師、衛生管理者 三井化学健康保険組合: 常務理事、事務長、保健事業担当
③利用する者の利用目的	被保険者の健康保持・増進の達成に向け、より効果的かつ効率的に保健事業を実施するため。
④個人データ管理責任者の名 称	三井化学㈱:統括産業医 三井化学健康保険組合:常務理事